

建 技 第 448 号  
建 工 第 78 号  
平成 31 年 3 月 14 日

交通基盤部内各課長 及び  
交通基盤部内出先機関の長 様

建設技術企画課長  
工 事 検 査 課 長

「監理タイムマネジメント」に係る特記仕様書について（通知）

改正労働基準法「働き方改革関連法」（平成 30 年 7 月 6 日公布、平成 31 年 4 月 1 日施行）が制定され、平成 31 年 4 月 1 日より建設業界の一部の業種、5 年後には全ての建設業が対象となります。

交通基盤部は、建設業界の働き方改革のため、担い手確保に向けた受発注者の協働による就業環境改善の取組として、今年度より「監理タイムマネジメント」（平成 30 年 3 月 28 日付建技第 460 号で実施要領を通知）に取り組んでいます。更に時間管理を徹底する必要があることから、「監理タイムマネジメント特記仕様書」を制定しましたので通知します。

記

- 1 内容  
監理タイムマネジメント 特記仕様書の制定
- 2 適用時期及び適用対象  
平成 31 年度 4 月 1 日（月）以降、入札公告又は指名通知するものから適用する。
- 3 実施方法  
発注時に設計書に添付する。

担当：静岡県建設技術監理センター  
技術支援第 1 班  
電話：054-268-5003  
FAX：054-258-6030  
E-mail：gijyutsu-centr@  
pref.shizuoka.lg.jp

## 監理タイムマネジメント 特記仕様書

### 1. 目的

受発注者間において、工事・設計業務等の業務環境を改善し、より一層、業務の円滑な実施と品質向上に努めることを目的とする。

### 2. 実施内容

実施内容については、以下の設定項目（1）を「①ワンデーレスポンス」、（2）～（6）を「②ウィークリースタンス」とする。上記①については、全ての対象業務で実施する。上記②については、労働環境改善を目的として、業務内容の特性や受注者の社内規則などを考慮し、業務着手時の打合せにおいて受発注者間で確認し決定する。

#### 【設定項目】

- （1）質問や協議等に対し、24時間以内に何らかの回答を受けた
- （2）休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない
- （3）休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない
- （4）16時以降の打合せは行わない
- （5）作業内容に見合った作業期間確保
- （6）ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない

なお、緊急的な対応等により、やむを得ず設定項目が実施出来ない場合は、双方で協議し、再設定した内容は協議書等を作成し、監督員に提出する。

### 3. 運用方法

- （1）発注者は、契約後速やかに別紙「監理タイムマネジメント 記録様式」を受注者へ提供する。
- （2）業務着手時に受発注者の勤務時間、定時退社日などの就業環境や、業務特性等を勘案し、実施日、実施時間等、実施する内容を設定する。
- （3）受注者は決定事項に基づき協議書を作成し、監督員に提出する。
- （4）業務完了後、受注者は、必要事項を記録様式に記入の上、原則、検査時に検査監（員）へ提出する。

## 監理タイムマネジメント 記録様式

発注事務所名: \_\_\_\_\_

発注担当課名: \_\_\_\_\_

発注担当監督員名: \_\_\_\_\_

工事・業務名: \_\_\_\_\_

受注者名: \_\_\_\_\_

- 受注者は、業務完了後、「監督員が取り組むべき内容」に対する達成度を「取組確認」欄に「○・△・×」形式で記入し、検査時に検査監へ提出する。
- 検査監は、総括監督員へ記録様式を提出し、総括監督員はそれを保管する。

監督員が取り組むべき内容	取組確認	備考
(1) 質問や協議等に対し、24時間以内に何らかの回答を受けた		
(2) 休日明け日(月曜日等)は依頼の期限日としない		十分な作業期間が確保されている場合は対象外
(3) 休前日(金曜日)は新たな依頼をしない		十分な作業期間が確保されている場合は対象外
(4) 16時以降の打合せは行わない		受発注者合意の場合は対象外
(5) 作業内容に見合った作業期間確保		
(6) ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない		ノー残業デーを定めていない場合は対象外

- : 業務全体を通しての取組がおおむね8割以上
- △ : 業務全体を通しての取組がおおむね半分程度
- × : 業務全体を通しての取組がおおむね3割以下
- : 対象外

「監理タイムマネジメント」の取組に対する改善点、提案等があれば記入してください。